

平成24年度電波利用料の 事務の実施状況

(電波法第103条の3第3項の規定に基づき、電波利用料の事務の実施状況について公表するものです。)

【概要版】

- 本資料の詳細版は、総務省電波利用ホームページに掲載しています。
(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/enforcement/index.htm>)
- 支出状況や政策評価の詳細については、以下の資料も併せてご参照下さい。
 - 平成24年度の事業に係る行政事業レビューシート
(http://www.soumu.go.jp/menu_yosan/kizon_saisyuu_h24/5-5.html)
 - 平成25年度政策評価書 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000245039.pdf)

平成26年1月
総務省

電波利用料制度の概要

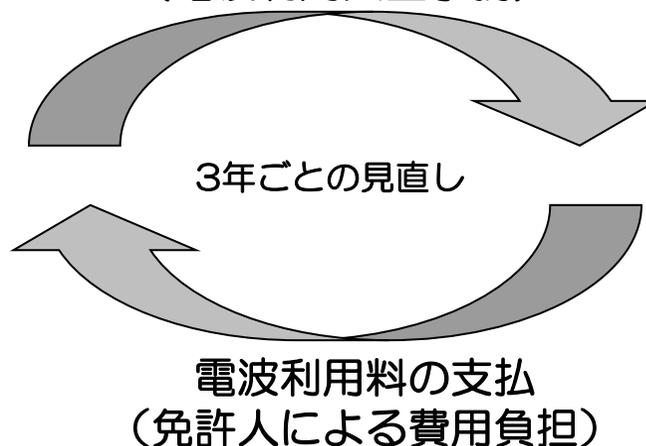
- **電波利用料**は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる**電波利用の共益費用**として負担を求めるものです。
- 電波利用料制度は**少なくとも3年ごとに見直し**しており、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定しております。
- 電波利用共益事務の内容（電波利用料の**使途**）は電波法第103条の2第4項に具体的に限定列挙されています。

主な使途

- ・不法電波の監視
- ・総合無線局監理システムの構築・運用
- ・電波資源拡大のための研究開発等
- ・電波の安全性調査
- ・携帯電話等エリア整備事業
- ・電波遮へい対策事業
- ・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備

等

電波の適正な利用の確保 (電波利用共益事務)



主な無線局免許人

- ・携帯電話事業者
- ・放送事業者
- ・衛星通信事業者
- ・アマチュア無線

等

電波利用料の使途（電波利用共益事務）

＜電波法第百三条の二第四項＞

- 4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免許等不要局を開設した者又は第十一項の表示者が納付すべき金銭をいう。
 - 一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
 - 二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理
 - 三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
 - 四 電波の人体等への影響に関する調査
 - 五 標準電波の発射
 - 六 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）
 - 七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十項及び第十一項において同じ。）
 - 八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付
 - 九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助
 - イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備
 - ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
 - 十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付
 - 十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助
 - 十一の二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助
 - 十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

平成24年度電波利用料の事務の実施状況（概要）

平成24年度における電波利用料の事務として、以下のとおり支出を行っております。

平成24年度支出額 662.1億円

1	電波監視	[54.7億円]	6	電波再配分対策(特定周波数終了対策業務)	[0.1億円]
2	無線局データベースの作成・管理	[63.5億円]	7	無線システム普及支援事業 ・携帯電話等エリア整備事業 ・地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業	[364.9億円]
3	電波資源拡大のための研究開発等 ・電波資源拡大のための研究開発 ・周波数ひっ迫対策のための技術試験事務 ・国際機関等との連絡調整事務	[114.5億円]	8	電波遮へい対策事業	[14.9億円]
4	電波の安全性に関する調査及び評価技術	[6.3億円]	9	周波数の使用等に関するリテラシーの向上	[1.5億円]
5	標準電波の発射	[4.5億円]	10	電波利用料制度に関する企画、立案等	[37.3億円]

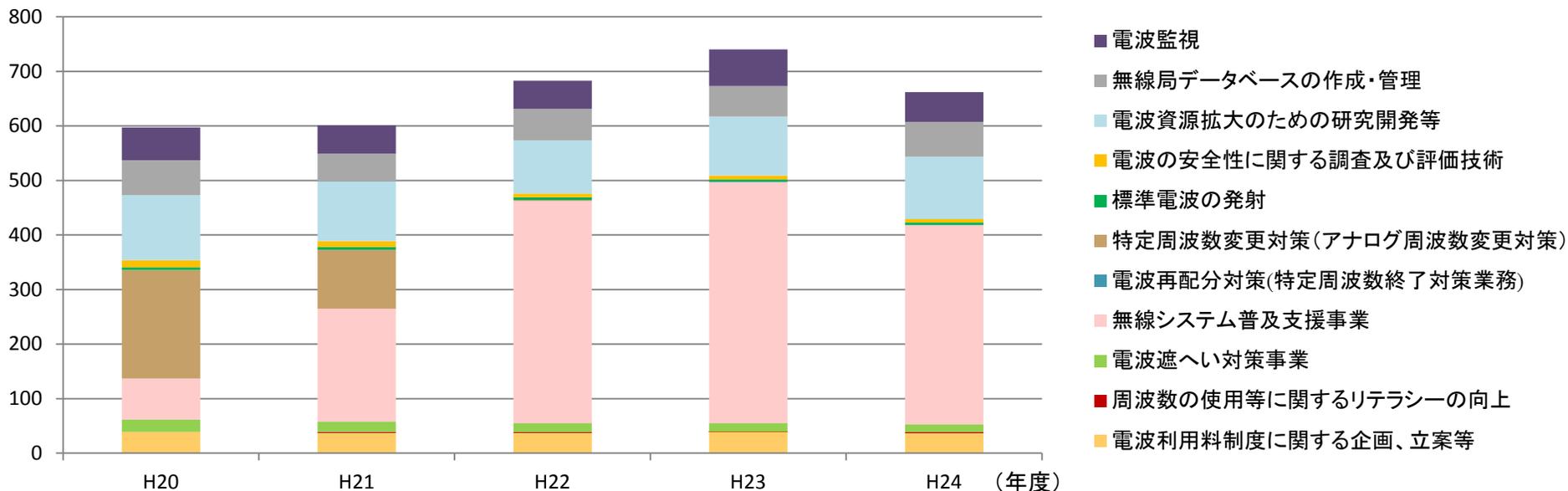
平成24年度電波利用料の事務の実施状況（概要）

（参考：支出状況の推移）

（億円）

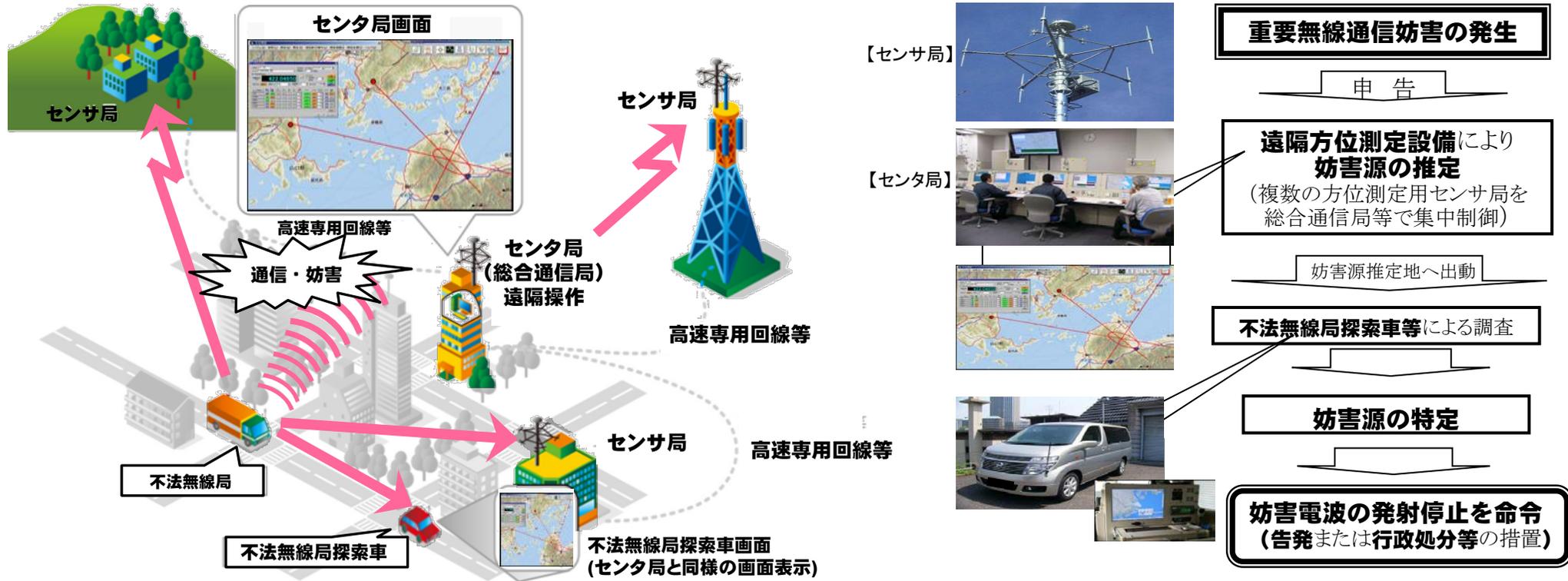
電波利用料共益事務名	H20	H21	H22	H23	H24	（年度）
電波監視	60	52	51.7	67.4	54.7	
無線局データベースの作成・管理	64	51	57.9	55.6	63.5	
電波資源拡大のための研究開発等	119	109	96.9	108.3	114.5	
電波の安全性に関する調査及び評価技術	13	11	7.1	7	6.3	
標準電波の発射	5	5	4.7	4.2	4.5	
特定周波数変更対策(アナログ周波数変更対策)	199	108	2	-	-	
電波再配分対策(特定周波数終了対策業務)	-	-	-	0.0	0.1	
無線システム普及支援事業	75	207	407.2	441.7	364.9	
・携帯電話等エリア整備事業	49	39	139.1	34.9	25.1	
・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援	26	168	268.1	406.8	339.8	
電波遮へい対策事業	23	19	16.5	15.4	14.9	
周波数の使用等に関するリテラシーの向上	-	2	1.3	1.3	1.5	
電波利用料制度に関する企画、立案等	39	37	37.4	39.4	37.3	
計	597	601	682.7	740.3	662.1	

（億円）



1 電波監視

免許を受けた無線局が適正に運用されないことや、免許を受けていない不法無線局を運用すること等を防止し、電波利用環境を保護するために、平成5年度から電波利用料財源により電波監視を実施しています。



平成24年度の混信・妨害申告は2,358件であり、このうち航空・海上無線、携帯電話、消防無線などの重要無線通信を取り扱う無線局に対する混信・妨害は532件でした。

電波監視業務によりこれらの混信・妨害等の迅速な排除が図られ、電波利用環境が良好に維持されています。

1 電波監視（無線通信に対する妨害排除を行った事例）

【事案①】消防用無線局への障害（沖縄）

平成24年6月、消防署より無線機に会話が混入し、通信に支障を来している旨の申告を受ける。固定監視・移動監視の結果、車輻に設置している故障したアマチュア無線機からの不要電波が原因と特定。使用者に対し、無線機の使用中止を要請し停波。

概略図



【事案③】航空用無線局への障害（九州）

平成24年11月、空港事務所から虚偽通信（なりすまし）が混入し障害が発生している旨の申告を受ける。固定監視の結果、空港付近からの電波の放射を確認。当該情報を空港事務所に報告し、同空港内の警察官により、無線機を所持し、通信を行っていた男性を確保。その後、なりすましによる混信は発生していないことから当該男性によるものと思料。

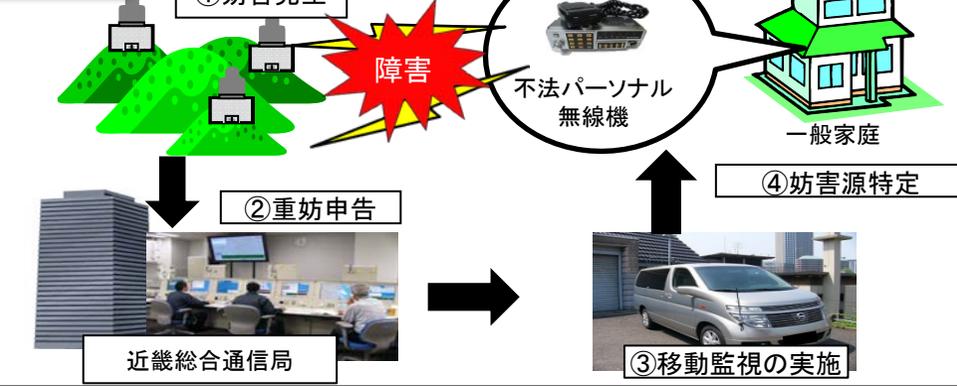
概略図



【事案②】電気通信業務用無線局への障害（近畿）

平成24年10月、電気通信事業者から基地局41局においてノイズが発生し、発着信不良となる旨の申告を受ける。移動監視の結果、一般家庭に設置している不法パーソナル無線機からの電波が原因と特定。当該無線機の電源を切り停波。後日、使用者から顛末書が届いたことにより指導を実施。

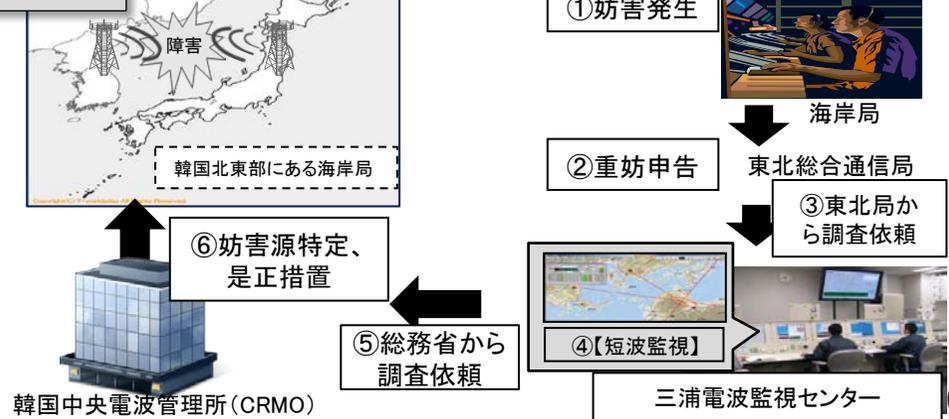
概略図



【事案④】海上用無線局への障害（東北）

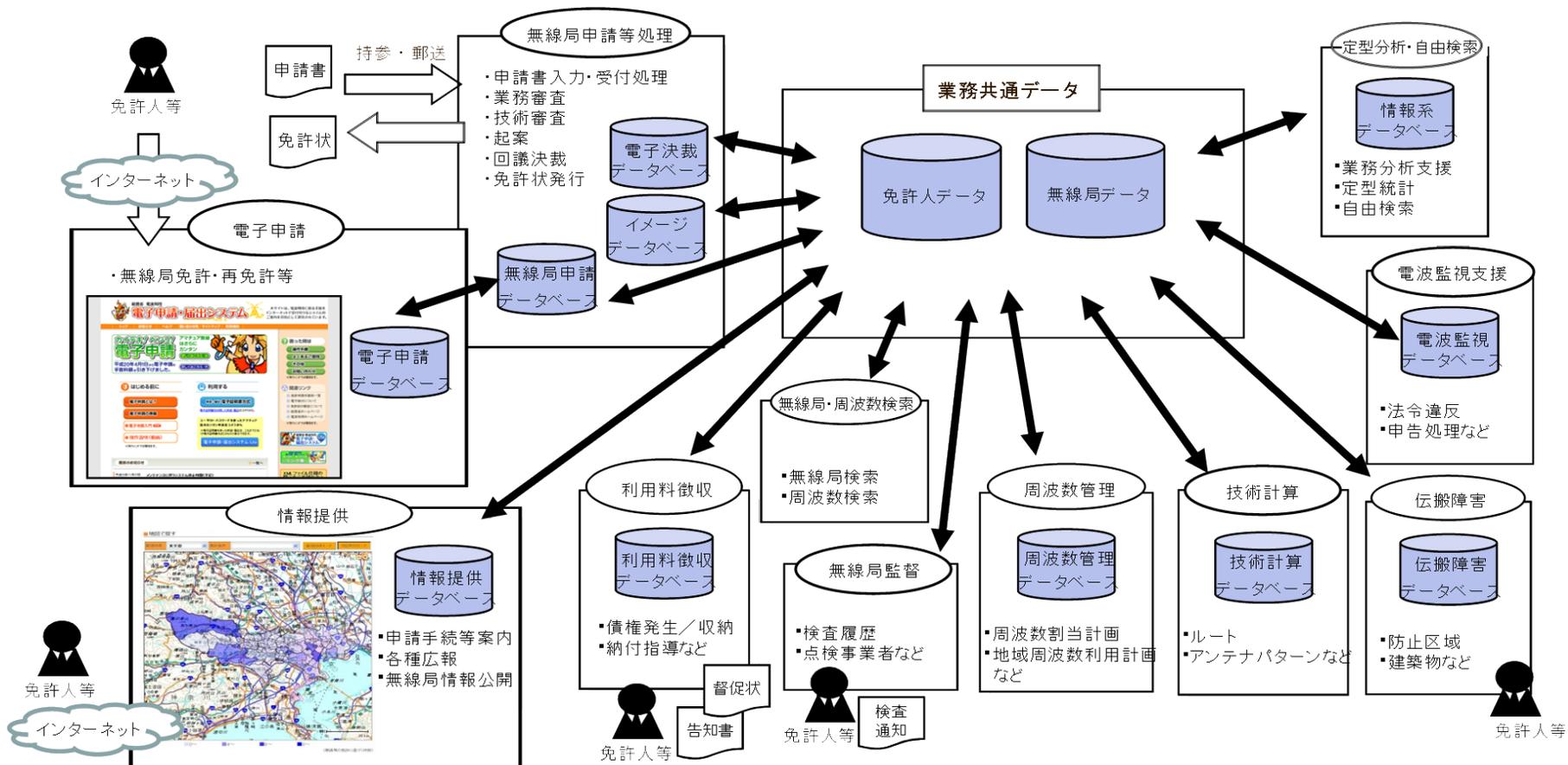
平成24年12月、漁業組合から海岸局の無線機に雑音が入る旨の申告を受ける。三浦電波監視センターによる短波監視の結果、韓国の北東部が混信源と推測されたことにより、監視管理室から韓国中央電波管理所（CRMO）に調査依頼を実施。CRMOより調査の結果、韓国北東部にある海岸局が、占有周波数帯域幅3kHzを超えて運用されていたため、免許人に改善と適正な運用を命令したとの報告。混信は12月27日に停波。

概略図



2 無線局データベースの作成・管理

無線局データベースの作成・管理業務の効率化、電波利用者への行政サービスの向上、電波行政施策の企画立案の支援を目的に、平成5年度から総合無線局監理システムを構築・運用しています。



- ▶ 総合無線局監理システムに格納している無線局データの総数は平成24年度末で約1億4,600万局、平成24年度における無線局免許申請・処理件数は約64万件であり、これらの迅速かつ効率的な処理に貢献しています。
- ▶ 周波数の割当状況等、一般情報提供として国民の皆様からのアクセス約1,400万件に対応しました。
- ▶ 電子申請・届出システムは、平成24年度末において約17万件の免許申請・再免許申請を受け付けており、電子申請率は67.6%です。

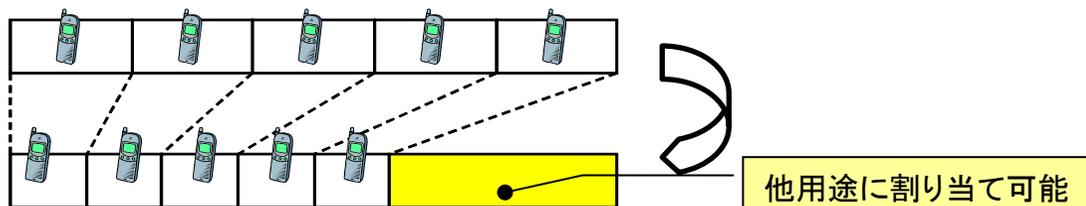
3 (1) 電波資源拡大のための研究開発

周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するため、平成17年度から、電波資源拡大のための研究開発を実施しています。平成24年度は新規8件、継続12件の合計20件の課題について研究開発を実施しました。

<平成24年度の主な実施課題>

1 周波数を効率的に利用する技術

必要な電波の幅の圧縮や、大容量・高速化により、電波の効率的な利用を図る技術

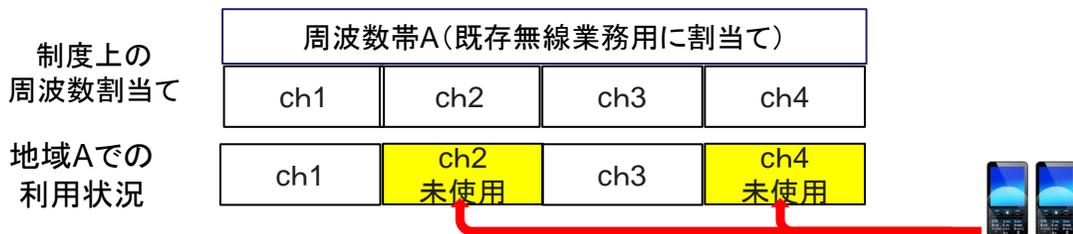


複数周波数帯の動的利用による周波数有効利用技術の研究開発

動的偏波・周波数制御による衛星通信の大容量化技術の研究開発

2 周波数の共同利用を促進する技術

既存無線システムに影響を及ぼすことなく、周波数の共用を可能とする技術

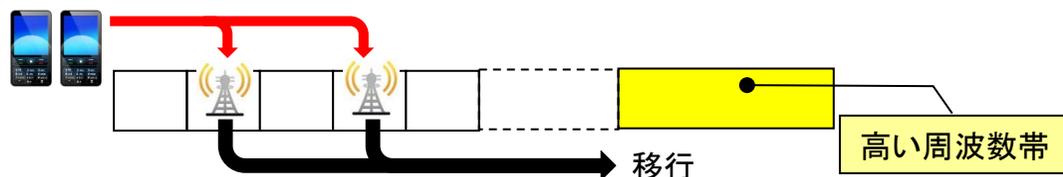


ホワイトスペースにおける新たなブロードバンドアクセスの実現に向けた周波数高度利用技術の研究開発

地上/衛星共用携帯電話システム技術の研究開発

3 高い周波数への移行を促進する技術

技術的に利用が難しいひっ迫の程度が低い、高い周波数の利用を促進するための技術

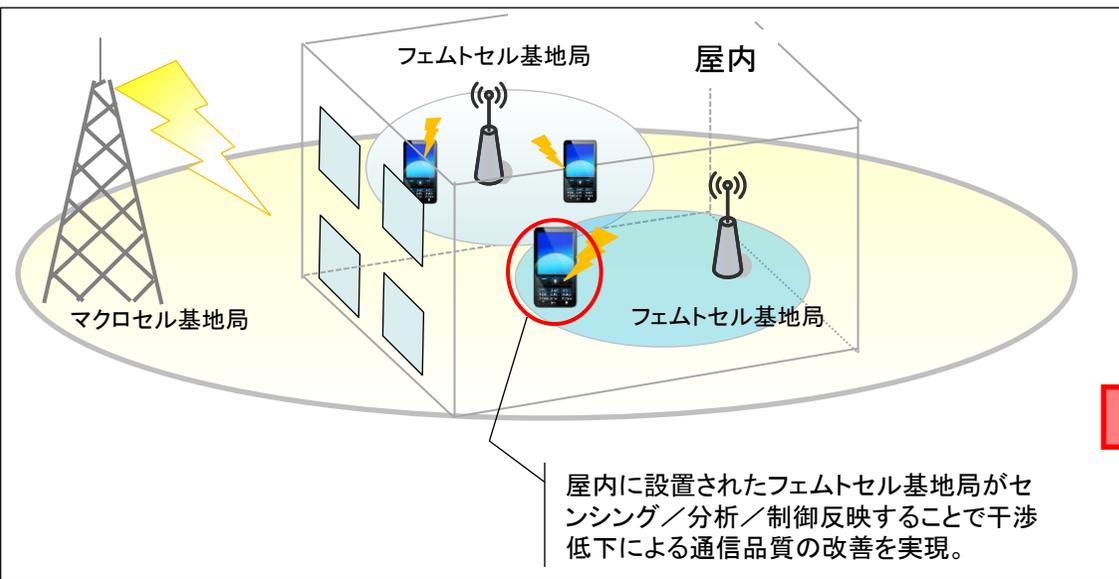


ミリ波帯ワイヤレスアクセスネットワーク構築のための周波数高度利用技術の研究開発

79GHz帯レーダーシステムの高度化に関する研究開発

3 (1) 電波資源拡大のための研究開発 (平成24年度の主な成果)

自律的エリア設計運用技術の研究開発



屋内のフェムトセル基地局において、周辺のフェムトセル基地局による過剰干渉をセンシング・分析することにより、干渉を低下させる技術

➡ エリア内ユーザースループット下位5%のユーザー数を約50%削減

超高速近距離無線伝送技術等の研究開発



➡ 通信速度3Gbps、消費電力1W以下の超高速通信を実現

3 (2) 周波数ひっ迫対策のための技術試験事務

近年の無線局の急激な増加により、周波数がひっ迫するために生じる混信・ふくそうを解消又は軽減するため、電波の有効な利用を可能とする技術を早期に導入することが求められています。

このため、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い、その技術の早期導入を図ることを目的として技術試験事務を実施しています。

電波を有効利用する
技術の開発

周波数ひっ迫対策
技術試験事務

➤ 技術基準の策定
➤ 実システムの導入

電波資源拡大
のための研究開発
成果

技術導入に向けた技術的条件(技術基準)の検討

【調査検討】

- ◆ 既存システムに混信を与えないための共用条件
- ◆ 周波数配置や電波の質等の条件
- ◆ 技術基準評価方法

【試験・分析】

- ◆ 技術的条件の試験、分析
- ◆ シミュレーション
- ◆ 実証試験

情報通信審議会
電波監理審議会
への諮問

民間等で開発された電波
を有効利用する技術・無線
システム

省令・告示・
訓令等
への反映

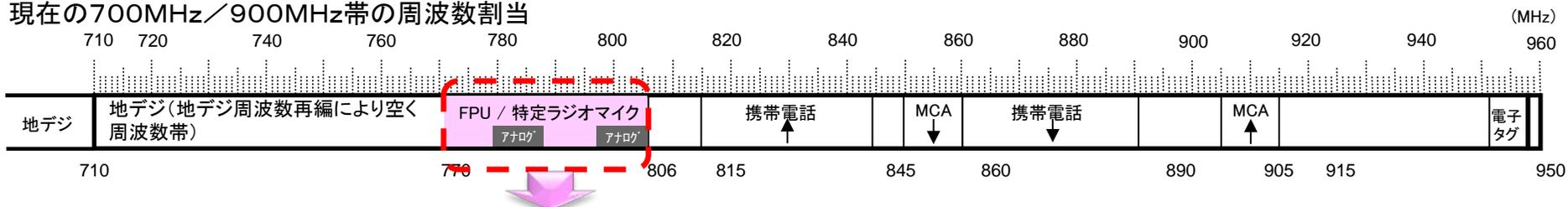
平成24年度は新規4件、継続8件の合計12件の技術試験事務を実施しました。これにより、新たに6件の無線システムの制度化が進められています。(平成25年12月現在)

3 (2) 周波数ひっ迫対策のための技術試験事務 (平成24年度の主な成果)

700-900MHz帯における周波数有効利用のための自営用、放送事業用及び電気通信業務用無線システムの移行先周波数における技術的条件に関する検討

周波数再編アクションプラン (平成23年度改定版) の主なポイント

現在の700MHz/900MHz帯の周波数割当



【特定ラジオマイク】 地上テレビジョン放送用周波数のホワイトスペース帯等又は1.2GHz帯へ移行
【FPU】 1.2GHz帯又は2.3GHz帯へ移行

特定ラジオマイク(770~806MHz)及びFPUの周波数移行に係る検討を実施

テレビホワイトスペース帯及び1.2GHz帯を使用する低遅延型特定ラジオマイクの技術的条件に関する検討

移行先周波数であるテレビホワイトスペース帯及び1.2GHz帯における低遅延型デジタル特定ラジオマイクの技術的条件(周波数帯、空中線電力等)に関する調査検討を実施

1.2GHz帯及び2.3GHz帯を使用するFPUの技術的条件に関する検討

現行周波数帯(770MHz~806MHz)の技術基準をベースに、1.2GHz帯及び2.3GHz帯へ移行した際に必要な技術的条件(周波数帯、空中線電力等の必要最小限)に関する検討を実施

技術試験事務の成果を踏まえ制度化

【低遅延型特定ラジオマイクの技術的条件について審議】

- ・ 情報通信審議会 H25.5.17 答申
- ・ 電波監理審議会 H25.7.10 答申
- ・ 技術基準の改正日 H25.8.15 公布・施行

【FPUの移行先の周波数帯における技術的条件について審議】

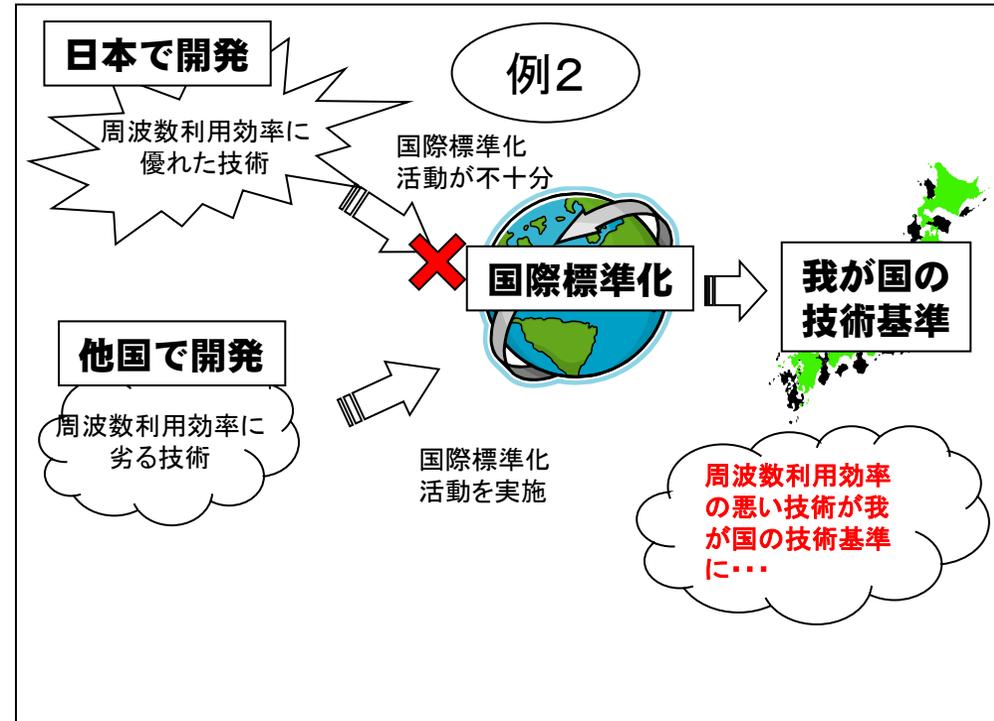
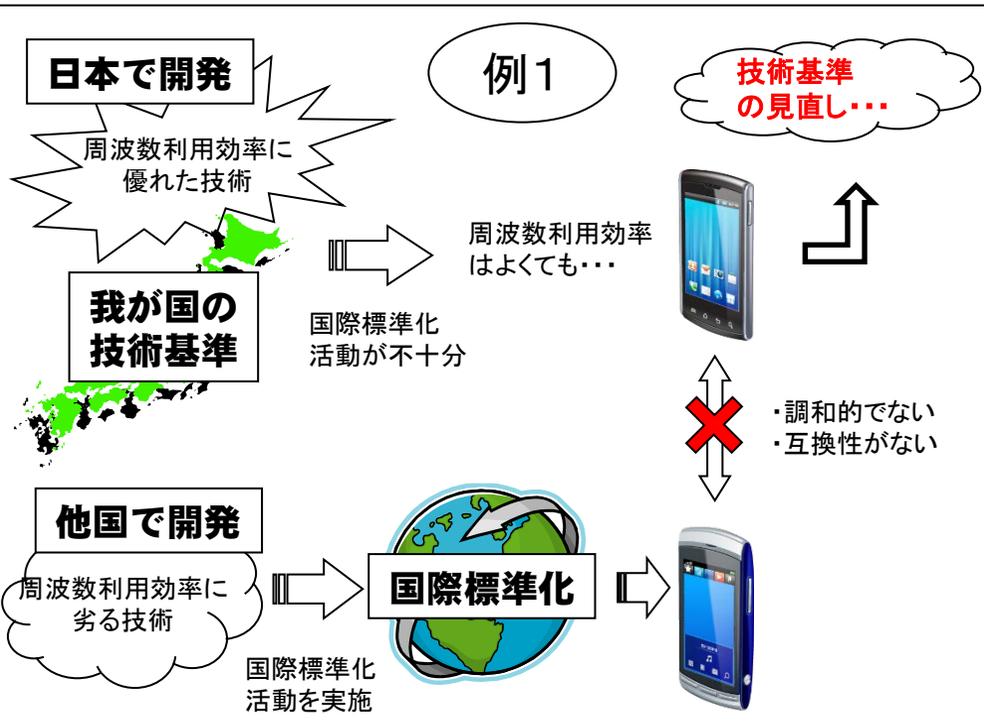
- ・ 情報通信審議会 H25.1.25 答申
- ・ 電波監理審議会 H25.3.13 答申
- ・ 技術基準の改正日 H25.4.18 公布・施行

3 (3) 周波数ひっ迫対策のための国際機関等との連絡調整事務

我が国の周波数ひっ迫事情に見合う周波数利用効率の高い無線技術が国際標準として採用されるよう、当該技術の国際動向を踏まえた国際機関等との連絡調整や当該技術の国際標準化を、本施策により積極的・戦略的に進め、ワイヤレス分野における国際標準化活動の一層の強化を図っています。

ワイヤレス分野における国際標準化活動の実施

【本施策を実施しなかった際の問題点】



ITU-R分担金・拠出金

ITU-Rにおける影響力を確保することにより、日本にメリットのある方向へ国際標準化の議論を主導

⇒国際標準の早期策定

拠出金・分担金

ITU
(国際電気通信連合)

第4世代移動通信システム (IMT) の規格として、日本提案を含む2つの技術 “LTE-Advanced” (3GPP技術) 及び “Wireless MAN-Advanced” (IEEE技術) が、2012年国際電気通信連合 (ITU) 無線通信総会 (RA-12) で勧告化されました。その他、ミリ波・サブミリ波帯無線通信技術等5件の勧告に我が国提案が反映されました。

4 電波の人体等への影響に関する調査

電波が人体等へ与える影響を調査し、科学的に解明することで、電波をより安心して安全に利用できる環境を整備することを目的として、平成24年度には、以下の調査等を実施しました。

1 生体への影響に関するリスク評価

科学的に確認されていない生体影響等について、疫学調査や細胞実験を介して医学的・生物学的観点から、生体への影響を調査。研究結果はWHOの国際電磁界プロジェクトに入力し、国際的なリスク評価に貢献。平成24年度は、小児・若年期における携帯電話端末使用と健康に関する疫学調査や、電波のラット胎児造血器への影響評価等を実施しました。

細胞・動物実験

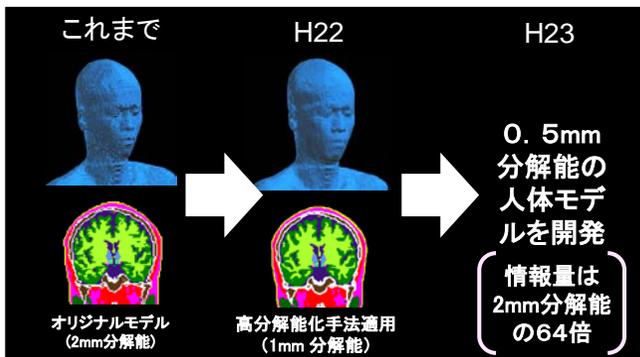


疫学調査



2 電波の安全性に関する評価技術の研究

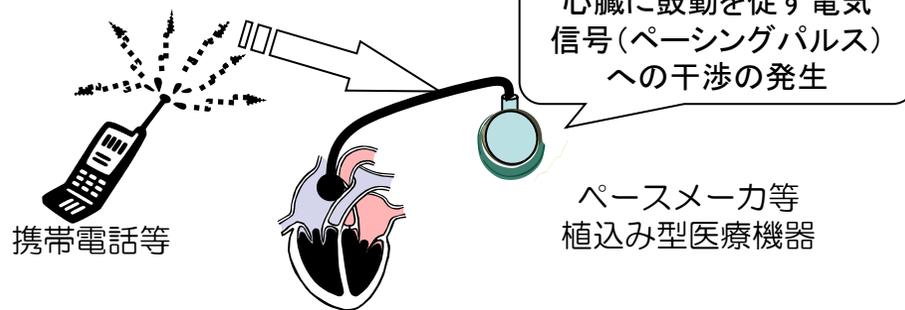
電波の熱作用等による人体への影響等を定量的に評価するため、人体を模擬した解析モデルや電波ばく露量の測定システムを研究開発。平成24年度は、これまでに開発した0.5mm分解能数値人体モデルを用いた10GHzまでの人体電波ばく露特性の解明などを行いました。



H24
開発したモデルを用いて、10GHzまでの人体電波ばく露特性を解析

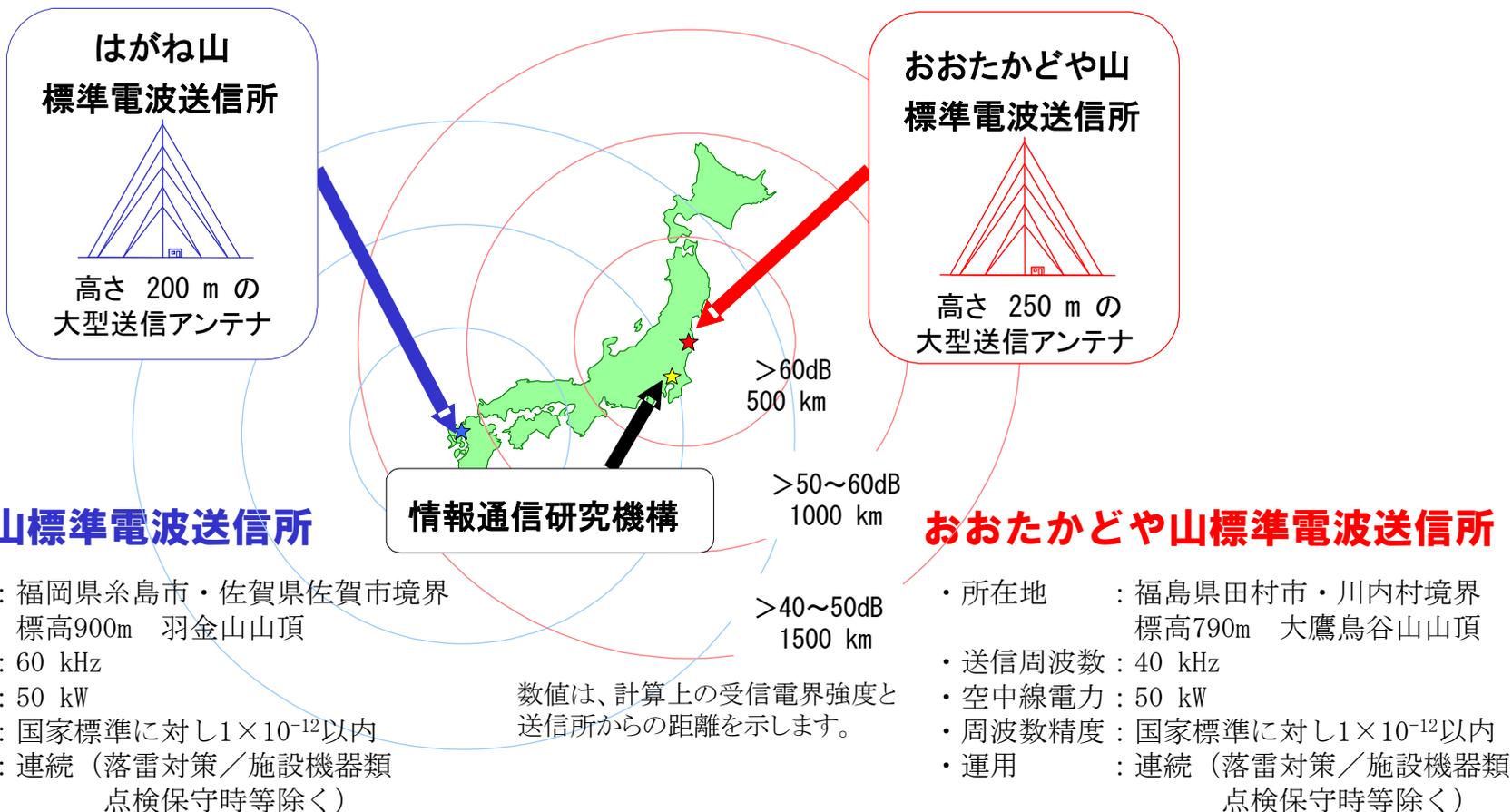
3 植込み型医療機器への影響調査

新たな無線通信システムが心臓ペースメーカー等植込み型医療機器に及ぼす影響を調査し、結果をガイドラインに反映。平成24年度は、LTE方式による無線通信端末から発射される電波の影響等を調査し、現行のガイドラインの妥当性を確認しました。(ガイドラインの調査対象機器一覧にLTEを追加する反映を、平成25年12月に実施。)



5 標準電波の発射

無線局が正確な周波数の電波を発射するために、その基準となる電波（標準電波）を発射する業務です。



平成24年度には、上記2箇所の標準電波送信所の運営・維持にかかる費用等を支出しました。この電波によってデジタル通信には欠かせない無線局間での同期の確保等に寄与しています。また、この電波には我が国の標準時に関する情報も含まれており電波時計にも利用されています。

6 電波再配分対策（特定周波数終了対策業務）

パーソナル無線は、電波の有効利用を図るため、平成27年11月30日に廃止することとしました。このため、**免許の有効期限到来前に利用終了を余儀なくされる利用者**（パーソナル無線の免許人）に対して、特定周波数終了対策業務による**給付金の交付**を行うことにより、円滑な周波数再編を確保するものです。

新規利用者

《携帯電話》

ワイヤレス
ブロードバンド

電気通信事業者
の新規サービス

新規アプリケーション、
リッチコンテンツ

新規利用者に経済的な
利益が発生

＜短期間での新規参入の実現＞

- ・3～5年程度で実施
- ・既存利用者（免許人）には代替周波数を確保せず

既存利用者に損失が発生
（設備の残存価値など）

補償が必要

新規利用者から追加的電波利用料を徴収
（給付金に係る総額の一定の割合を新規利用者が負担）

既存利用者

《パーソナル無線等》



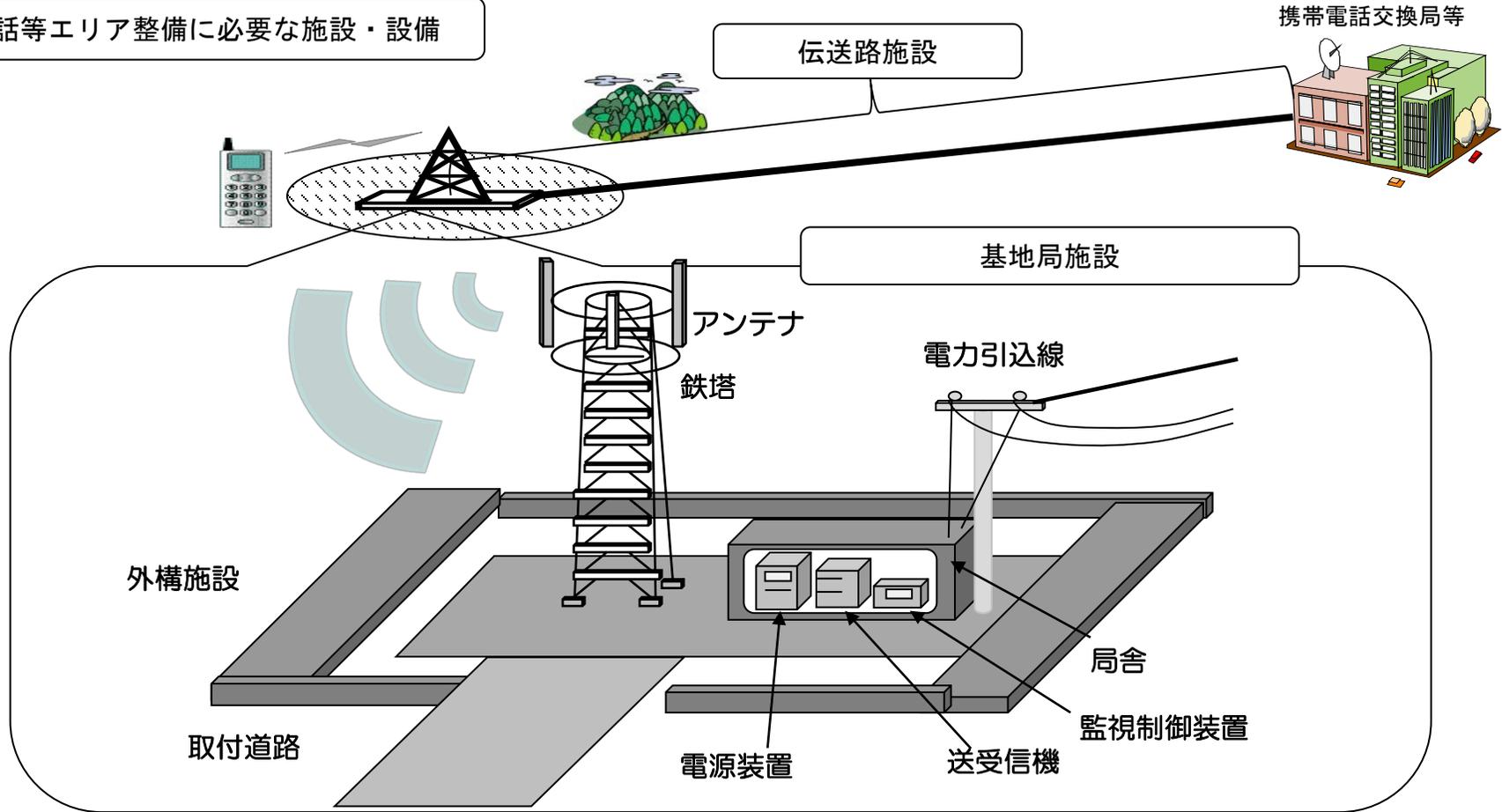
給付金の支給
（電波利用料を財源）

平成23年度（平成24年2月）から本業務を開始しました。平成24年度は、72件に給付。本業務は、パーソナル無線が廃止される平成27年度まで行います。

7(1) 携帯電話等エリア整備事業

携帯電話事業者等が過疎地等において携帯電話等の利用可能な地域を拡大するに当たって必要な施設の整備費用の一部を補助するものです。

携帯電話等エリア整備に必要な施設・設備



平成24年度には、**基地局施設整備**については107箇所、**伝送路整備**については52箇所を補助を実施し、新たに携帯電話等を使用できる環境を整備しました。

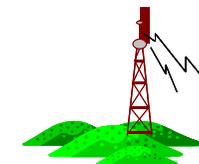
7 (2) 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援

平成23年7月24日(岩手、宮城、福島県については平成24年3月31日)を以て、地上デジタル放送への完全移行が実施されました。

しかしながら、地上デジタル放送が良好に視聴できない世帯等に対し、平成24年度も引き続き、以下の送受信環境の整備等の支援を行いました。

新たな難視地区等における恒久対策の実施

- 新たな難視対策等
- 辺地共聴施設のデジタル化の支援
- デジタル中継局の整備に対する支援
- デジタル混信の解消
- 暫定的な衛星利用による難視聴対策



デジタル中継局整備支援



デジタル混信の解消



辺地共聴施設のデジタル化支援

新たな難視地区等における恒久対策の実施



高性能等アンテナ対策

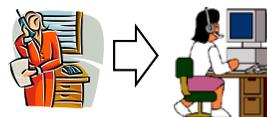


暫定衛星対策

地デジの受信相談・調査・支援体制の継続

- 地デジコールセンターの運営
- デジサポによる受信相談・現地調査等
- 低所得世帯に対する地デジチューナー等の支援

地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援



コールセンターの運営



デジサポによる受信相談・調査

地デジの受信相談・調査・支援体制の継続

etc.

7 (2) 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援

地上デジタルテレビ放送への円滑移行に向けて、平成24年度に実施した主な事業の実績

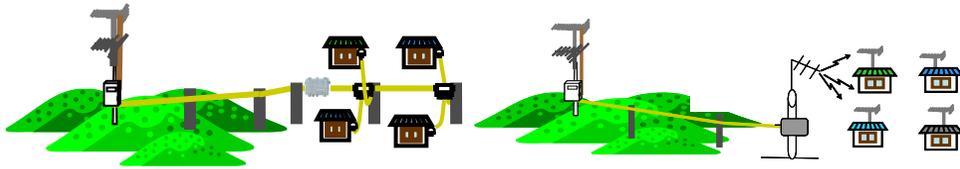
新たな難視地区等における恒久対策の実施

辺地共聴施設のデジタル化の支援

支援施設数：115施設

【有線共聴施設】

【無線共聴施設】

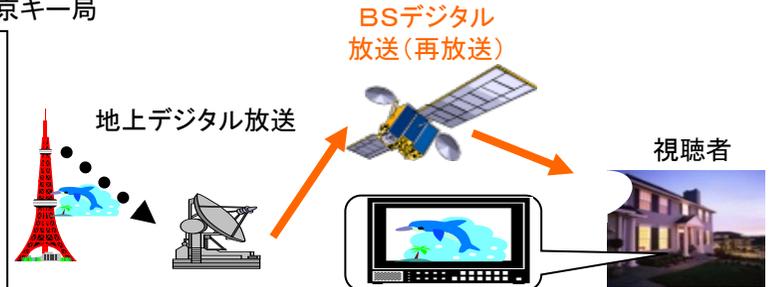


暫定的な衛星利用による難視聴対策

利用世帯数：92,489世帯(平成24年度末現在)

NHK及び在京キー局

NHK(総合)
NHK(教育)
日本テレビ
テレビ朝日
TBSテレビ
テレビ東京
フジテレビ

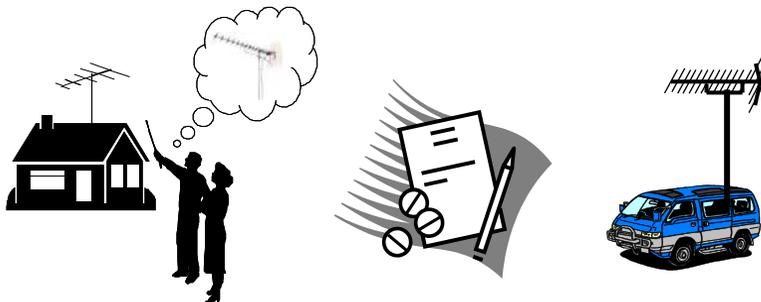


地デジの受信相談・調査・支援体制の継続

デジサポによる受信相談・現地調査等

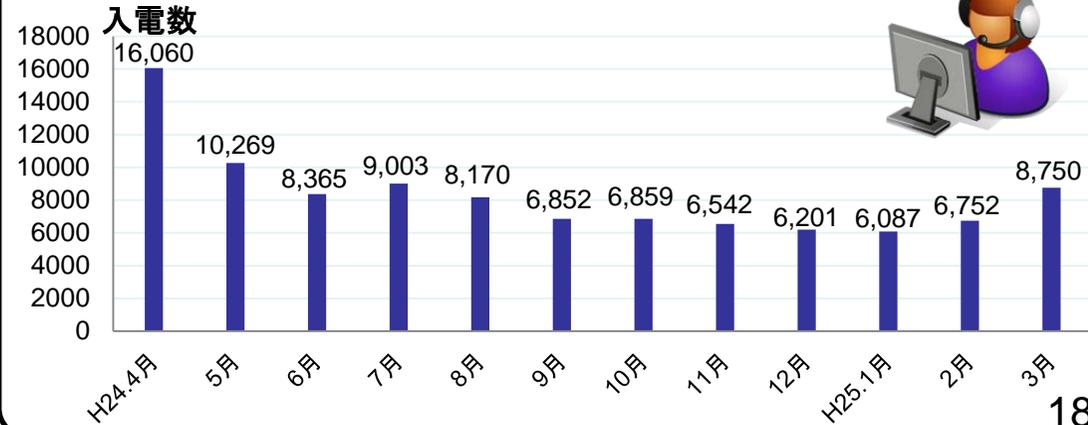
➤ エリア境界付近実地調査、エリア内実態調査

共聴施設調査 17,075件



地デジコールセンターの運営

➤ 地域の実情に応じた専門的な問い合わせに対応

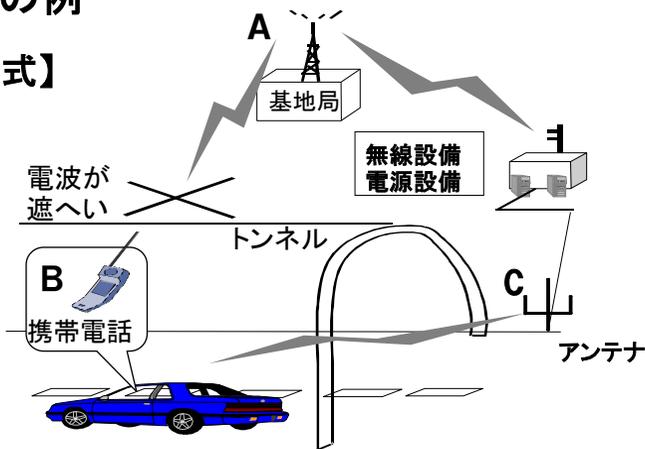


8 電波遮へい対策事業

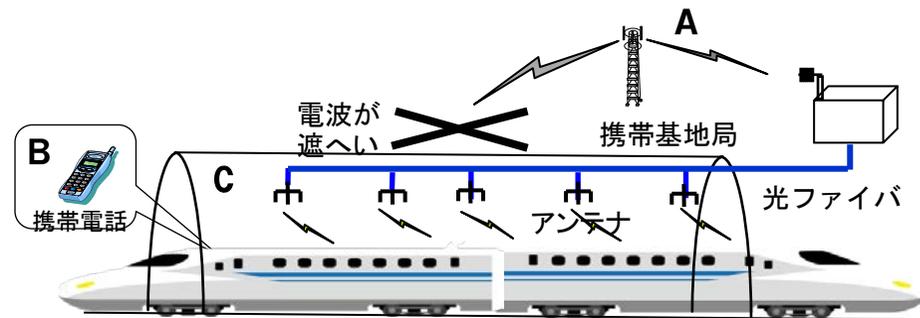
道路トンネル、鉄道トンネルなど、電波が遮へいされる地域でも携帯電話を利用可能とするために、中継施設などの必要な施設の整備費用の一部を補助するものです。

対策手法の例

【吹込み方式】



【光基地局方式】



注:無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することにより代替する伝送路を開設。

平成24年度には、道路トンネル（携帯電話）は39箇所、鉄道トンネル（携帯電話）は5箇所です事業を実施しました。

<平成24年度の整備状況>

◆ 道路トンネル

高速道路（舞鶴若狭自動車道ほか15箇所）のほか、直轄道路、一般国道、県道

（参考）対策実施済の区間 高速道路99.4%

◆ 鉄道トンネル

山陽新幹線（三原～新岩国）

（参考）対策実施済みの新幹線トンネル

東海道新幹線、東北新幹線（東京～仙台）、山陽新幹線（新大阪～三原）、九州新幹線（博多～新鳥栖）

9 周波数の使用等に関するリテラシーの向上

国民生活において日常的に電波を利用する機会が増加しており、電波に対する関心が高まっていることを踏まえ、電波の安全性や電波の適正な利用に関する国民のリテラシー向上に向けた活動の取り組みを行っています。平成24年度には、以下の活動を実施しました。

(1) 電波の安全性に関する情報提供

① 全国各地での説明会の開催



平成24年度は全国21箇所で開催し、約1,700名が参加。

② 説明資料の作成等



電波の安全性に関する説明資料を作成、配布。

③ 相談業務体制の充実



専門スタッフによる電話相談業務を実施。平成24年度の電話相談件数は全国で989件。

(2) 電波適正利用推進員活動

電波の適正利用に関する活動を委嘱された民間のボランティア(電波適正利用推進員)により、周知啓発活動等を実施



電波教室の実施
(ラジオの工作教室)



電波相談所の開設
(電波適正利用推進員のブース)



地域イベントにおける周知活動

平成24年度の主な活動実績

- 周知啓発活動 3137件
- 混信等の相談 69件
- 総合通信局への協力 274件

10 電波利用料制度に関する企画・立案等

電波利用料制度を適切に実施していくため、各事務の運用に加えて、**電波利用共益事務の内容及び料額の見直し**に向けた検討、電波利用共益事務を行うための**予算要求や執行の管理**、周波数再編計画の策定に関する調査、免許人の方々からの**電波利用料の徴収等**の業務を行いました。

1 電波利用料に係る制度の企画、立案、電波利用共益事務を行うための管理等

電波利用共益事務の内容及び料額の見直しに向けた検討や、電波利用料財源についての**予算要求や執行の管理**を行っています。

電波利用料制度は少なくとも3年に1度見直しを実施しており、今後3年間に必要とされる電波利用共益事務や費用の見積り、各無線局の料額算定に向けた**各種調査などの企画、立案**を行っています。電波利用料財源の予算額については、毎年度、政府案を作成し、国会における審議を経て決定します。また、予算の成立後は、その予算に基づいて行われる事務が計画的かつ適切に行われるように**執行の管理**を行っています。

電波利用共益事務を専ら行う職員の**人件費**や、総合通信局等における**庁舎維持管理費**等の一般財源と共同で負担すべき費用については、適切な按分比に基づいて電波利用料財源から支出を行っています。

2 周波数再編計画の策定に関する調査

周波数再編計画を策定するため、再編に伴う既存システムに及ぼす**経済的・技術的影響**について、調査及び分析を実施しました。

3 電波利用料の徴収

免許人の方に電波利用料を円滑に納付いただくため、発生した電波利用料債権の管理を行い、免許人の方々に納入告知書等を発送し、納付いただいた電波利用料の収納登記等を行いました。なお、未納者に対しては、納付指導を行うほか、必要な場合には督促や強制徴収を実施しています。平成24年度の電波利用料の徴収については、**前年並みの99.98%の徴収率**となり、高い水準を維持しています。